

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和四十七年六月二十日

規則第四十三号

改正	昭和五二年 五月二四日規則第三 一号	昭和五三年 四月 一日規則第一 八号
	昭和五四年 一月一二日規則第一 号	昭和五五年 四月 一日規則第二 一号
	昭和五六年十一月二七日規則第七 七号	昭和六〇年一〇月 一日規則第五 八号
	昭和六一年 三月二九日規則第一 八号	昭和六三年 三月三一日規則第二 三号
	平成 五年 三月二三日規則第一 三号	平成 六年 九月二九日規則第五 九号
	平成 九年 三月三一日規則第二 九号	平成一一年 三月三〇日規則第二 九号
	平成一二年 三月二四日規則第二 二号	平成一二年 九月二九日規則第一 五三号
	平成一三年 一月 五日規則第三 号	平成一三年 三月三〇日規則第三 四号
	平成一六年 三月 九日規則第九 号	平成一六年 四月 一日規則第八 二号
	平成一七年 三月 七日規則第二 五号	平成一七年 四月 一日規則第八 四号
	平成二〇年 三月三一日規則第三 九号	平成二三年 三月二九日規則第二 五号
	平成二五年 二月 五日規則第七 号	平成二六年 二月二八日規則第七 号
	令和 三年 三月 五日規則第一 号	

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

**第一条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成五年規則一三号〕

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

**第二条** 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（別記[第一号様式](#)）によるものとする。

全部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(一般廃棄物処理施設の許可証)

**第三条** 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（別記[第一号様式の二](#)）を交付するものとする。

全部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

**第三条の二** 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記[第一号様式の三](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

**第三条の二の二** 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（別記[第一号様式の三の二](#)）によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

**第三条の二の三** 省令第四条の四の四の通知は、定期検査結果通知書（別記[第一号様式の三の三](#)）により行うものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

**第三条の三** 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（別記[第一号様式の四](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

**第三条の四** 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（別記[第一号様式の五](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

**第三条の五** 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（別記[第一号様式の六](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

**第三条の六** 省令第五条の五第一項及び第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（別記[第一号様式の七](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

**第三条の七** 省令第五条の五の二第一項及び第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（別記[第一号様式の八](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

**第三条の七の二** 省令第五条の五の五第一項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書（別記[第一号様式の八の二](#)）によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（一般廃棄物の熱回収施設の認定証）

**第三条の七の三** 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（別記[第一号様式の八の三](#)）を交付するものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

**第三条の七の四** 省令第五条の五の十の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書（別記[第一号様式の八の四](#)）によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（一般廃棄物の熱回収に関する報告）

**第三条の七の五** 省令第五条の五の十一の報告書は、熱回収報告書（別記[第一号様式の八の五](#)）によるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

**第三条の八** 法第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（別記[第一号様式の九](#)）を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

（一般廃棄物処理施設確認通知書）

**第四条** 法第九条の三第四項ただし書（法第九条の三第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書（別記[第一号様式の十](#)）により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一二年一五三号・二三年二五号〕

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

**第四条の二** 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（別記[第一号様式の十一](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

（一般廃棄物処理施設工事完了報告）

**第五条** 法第九条の三第一項又は第八項の規定により一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をした市町村は、一般廃棄物処理施設に係る工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置（変更）工事完了報告書（別記[第二号様式](#)）により知事に報告するものとする。

一部改正〔昭和五二年規則三一号・五四年一号・六〇年五八号・六一年一八号・平成五年一三号・一一年二九号・二三年二五号〕

**第六条** 削除

削除〔平成一一年規則二九号〕

（一般廃棄物処理施設の維持管理状況の報告）

**第七条** 一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者（市町村が法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処理するために設置した一般廃棄物処理施設の管理者をいう。）は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、ごみ焼却施設及び最終処分場については毎年一月から三月までの分を四月末日までに、四月から六月までの分を七月末日までに、七月から九月までの分を十月末日までに、十月から十二月までの分を翌年一月末日までに、その他の施設については毎年四月から翌年三月までの分を同年四月末日までに、別に定める様式により知事に報告しなければならない。

全部改正〔昭和五六年規則七七号〕、一部改正〔昭和六〇年規則五八号・平成五年一三号・一一年二九号・一七年八四号〕

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

**第八条** 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（別記[第三号様式](#)）によるものとする。

全部改正〔平成一二年規則一五三号〕

（合併又は分割の認可の申請）

**第八条の二** 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書（別記[第四号様式](#)）によるものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号〕

（相続の届出）

**第八条の三** 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書（別記[第四号様式の二](#)）によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、相続人が二人以上ある場合において、法第九条の七第二項の規定による届出をしようとする者がその全員の同意により許可を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、省令第六条第二項に規定する書類のほか、その全員の同意書を添付するものとする。

追加〔平成一二年規則一五三号〕

（産業廃棄物の処理の実績の報告）

**第八条の四** 法第十二条第八項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次の各号に掲げる事項を記載した別に定める様式による

報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 技術管理者の氏名、職名及び資格
- 四 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

追加〔平成一二年規則一五三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二三年二五号〕

#### 第九条及び第十条 削除

削除〔平成二三年規則二五号〕

(再生利用業の指定申請等)

**第十一条** 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書（別記[第五号様式](#)）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 事業の範囲
  - 三 事務所及び事業場の所在地
  - 四 再生利用の目的
  - 五 再生利用の方法
  - 六 取引関係
- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
  - 二 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
  - 三 業務の委託関係を記載した書類
  - 四 生活環境保全上の対策を記載した書類
  - 五 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
  - 六 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設の使用する権原を有すること）を証する書類
  - 七 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 八 申請者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）である場合には、住民票の写し
  - 九 申請者の履歴を記載した書類（法人にあつては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類）
  - 十 その他知事が必要と認めるもの

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二一号・六一年一八号・平成五年一三号・一七年二五号・二五年七号〕

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

**第十二条** 再生利用指定業者（指定を受けた者をいう。以下同じ。）は、指定に係る再生利用業の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書（別記[第六号様式](#)）に前条第二項に掲げる書類及び図面で、変更後のものを添付して行うものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二一号・六一年一八号・平成五年一三号〕

(指定の期限等)

**第十三条** 指定及び前条の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

追加〔平成五年規則一三号〕

(指定証の交付)

**第十四条** 知事は、指定をしたとき、又は第十二条第一項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証（別記[第七号様式](#)。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成五年規則一三号〕

(再生利用業に係る変更の届出)

**第十五条** 再生利用指定業者は第十一条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について変更をしたときは、再生利用業変更届出書（別記[第八号様式](#)）により、当該変更の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

(再生利用業の廃止の届出)

**第十六条** 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届出書（別記[第九号様式](#)）により、当該廃止の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

(再生利用業の実績の報告)

**第十七条** 再生利用指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕

(一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る設置の届出)

**第十八条** 法第十五条の二の五の規定による一般廃棄物処理施設（以下「特例一般廃棄物処理施設」という。）の設置の届出は、特例一般廃棄物処理施設設置届出書（別記[第十号様式](#)）を知事に提出して行うものとする。

全部改正〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(特例一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理)

**第十八条の二** 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書（別記[第十一号様式](#)）によるものとする。

追加〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(特例一般廃棄物処理施設の変更及び廃止の届出)

**第十八条の三** 省令第十二条の七の十七第五項の規定による変更又は廃止に係る届出は、特例一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書(別記[第十一号様式の二](#))を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成一六年規則九号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る準用規定)

**第十九条** 第七条及び第八条の三第二項の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、第七条中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第八条の三第二項中「前項に規定する届出書」とあるのは「省令様式第二十八号」と、「法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「省令第六条第二項」とあるのは「省令第十二条の十二第二項」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

**第二十条** 法第十九条の十二第一項の規定による最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(別記[第十二号様式](#))により調製するものとする。

2 法第十九条の十二第三項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(別記[第十三号様式](#))により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一三年三四号・二〇年三九号・令和三年一号〕

(廃棄物再生事業者の登録申請書等)

**第二十一条** 法第二十条の二第一項の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記[第十四号様式](#))により知事に申請するものとする。

2 政令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(別記[第十五号様式](#)。以下「登録証」という。)とする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年三九号〕

(廃棄物再生事業者に係る変更の届出)

**第二十二条** 政令第二十条に規定する届出は、廃棄物再生事業者変更届出書(別記[第十六号様式](#))に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 政令第十七条第一項第一号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる書類

イ 届出者が個人(県の区域内に住所を有しない者に限る。)である場合にあつては、住民票の写し

ロ 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 政令第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、省令第十六条の三第一号に掲げる書類であつて変更後のもの

三 政令第十七条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、省令第十六条の三第二号に掲げる書類であつて変更後のもの

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・一七年二五号・二〇年三九号・二五年七号〕

(廃棄物再生事業者に係る事業場の休廃止等の届出)

**第二十三条** 政令第二十一条に規定する届出は、廃棄物再生事業場廃止等届出書(別記[第十七号様式](#))により行うものとする。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一三年規則三四号・二〇年三九号〕

(廃棄物再生事業者の実績報告)

**第二十四条** 法第二十条の二第一項の登録を受けた廃棄物再生事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における再生事業に係る廃棄物の処理の実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕

(許可証等の再交付申請等)

**第二十五条** 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第七号)、産業廃棄物処分業許可証(省令様式第九号)、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第十三号)、特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第十五号)、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第二十号)及び登録証(以下「許可証等」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書(別記[第十八号様式](#))に許可証等を添付して(紛失した場合を除く。)知事に申請するものとする。

2 前項の規定により許可証等の再交付を受けた者が紛失した許可証等を発見したときは、直ちに当該許可証等を知事に返納しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一二年規則一五三号〕

(許可証等の書換えによる交付等)

**第二十六条** 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じた場合には、知事は許可証等を書き換えて当該者に交付するものとする。

一 法第九条第三項(法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出書を知事に提出したとき。

二 法第九条の六第一項(法第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定により合併又は分割について知事の認可を受けたとき。

三 法第九条の七第二項(法第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定により届出書を知事に提出したとき。

四 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項又は第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定により届出書(事業の全部の廃止に係るものを除く。)を知事に提出したとき。

五 政令第二十条の規定により届出書を知事に提出したとき。

六 第十五条の規定により届出書を知事に提出したとき。

七 第十六条の規定により事業の一部の廃止に係る届出書を知事に提出したとき。

2 前項の規定により書換えによる許可証等の交付を受けた者は、当該許可証等の交付を受けた時に従前の許可証等を知事に返納しなければならない。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号・一二年一五三号・一三年三四号・一六年九号・二〇年三九号・二三年二五号〕

(許可証等の返納)

**第二十七条** 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、当該許可証等を知事に返納しなければならない。

- 一 法第九条第三項（法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により廃止を届け出たとき。
  - 二 法第九条の二の二又は第十五条の三の規定により許可が取り消されたとき。
  - 三 法第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可が効力を失ったとき。
  - 四 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項又は法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定により事業の全部の廃止を届け出たとき。
  - 五 法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消されたとき。
  - 六 政令第二十一条の規定により事業場の廃止を届け出たとき。
  - 七 第十三条に規定する期限の到来によつて指定が効力を失ったとき。
- 2 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、変更前の許可証等を知事に返納しなければならない。
- 一 法第九条第一項、第十四条の二第一項、第十四条の五第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受け、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証又は省令第十条の二、第十条の六、第十条の十四、第十条の十八若しくは第十二条の五に規定する許可証の交付を受けたとき。
  - 二 第十四条に規定する指定証（第十二条第一項の規定による変更の認定のものに限る。）の交付を受けたとき。

全部改正〔平成五年規則一三号〕、一部改正〔平成六年規則五九号・一一年二九号・一二年一五三号・一三年三四号・一六年九号・二〇年三九号・二三年二五号〕

**第二十八条** 削除

削除〔平成一二年規則一五三号〕

(点字による届出等)

**第二十九条** 第十一条第一項、第十二条第二項、第十五条、第十六条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する届出書等に代えて当該届出書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一一年規則二九号〕

(提出書類の部数)

**第三十条** 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類等（申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付する書類及び図面をいう。以下同じ。）の部数は、一部とする。ただし、法第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項及び第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項、第十五条の二の六第一項並びに法第十五条の四において準用する法第九条の五から第九条の七までに規定する書類等の部数は、正副各一部とする。

全部改正〔昭和六一年規則一八号〕、一部改正〔平成五年規則一三号・九年二九号・一一年二九号・一二年一五三号・一六年九号・八二号・二三年二五号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(清掃法施行細則の廃止)

- 2 清掃法施行細則（昭和四十一年千葉県規則第十三号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際旧規則の規定によりなされた届出、その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされた届出、その他の行為とみなす。

(使用料及び手数料規則の一部改正)

- 4 使用料及び手数料規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第二第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号） 第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理業許可申請手数料	五千円
---	-----------------	-----

(千葉県事務委任規則の一部改正)

- 5 [千葉県事務委任規則](#)（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号イ中「単独し尿浄化槽に係る届出」を「単独処理方式のし尿浄化槽に係る届出の受理」に改め、同号口中「単独し尿浄化槽」を「単独処理方式のし尿浄化槽」に改め、同条に次の一号を加える。

二十九 **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**（昭和四十七年千葉県規則第四十三号）の施行に関する事。

- イ 第五条の規定によるし尿浄化槽に係る報告の受理に関する事。
- ロ 第六条第一項及び第三項の規定による五百人以下の単独処理方式のし尿浄化槽に係る届出の受理に関する事。
- ハ 第六条第二項の規定によるし尿浄化槽に係る報告の受理に関する事。
- ニ 第七条第二項の規定による報告の受理に関する事。
- ホ 第八条の規定による五百人以下の単独処理方式のし尿浄化槽に係る届出の受理に関する事。

附 則（昭和五十二年五月二十四日規則第三十一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年一月十二日規則第一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の規定によりなされた申請又は届出は、改正後の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則（昭和五十五年四月一日規則第二十一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十五年四月二十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和五十六年十一月二十七日規則第七十七号）

この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十月一日規則第五十八号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の日の前日までに改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の規定によりなされた届出等の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和六十一年三月二十九日規則第十八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則による改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**第九条第二項又は第九条の七第二項の規定による許可証（以下「旧許可証」という。）を所持している産業廃棄物処理業者は、昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日までの間に旧許可証を知事に提出し、この規則による改正後の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**第九条第二項又は第九条の七第二項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月二十三日規則第十三号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の規定によりなされた申請、届出等の手続は、改正後の **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則**の相当規定によりなされたものとみなす。

(事務委任規則の一部改正)

3 千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分ただし書中「イ、へ及びト」を「二、又、ル及びヲ」に改め、同項第四十三号及び第四十四号を次のように改める。

四十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関すること。

イ 第十二条第五項の規定による事業者に対する産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示に関すること。

ロ 第十二条の二第六項の規定による事業者に対する特別管理産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示に関すること。

ハ 第十二条の三第四項の規定による管理票に関する報告書の受理に関すること。

ニ 第十二条の四の規定による事業者に対する勧告に関すること。

ホ 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）に係る許可に関すること。

ヘ 第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設に係る検査に関すること。

ト 第十五条の二第一項の規定による産業廃棄物処理施設に係る変更の許可に関すること。

チ 第十五条の二第二項において準用する第十五条第四項の規定による産業廃棄物処理施設に係る検査に関すること。

リ 第十五条の四において準用する第九条の五第三項の規定による産業廃棄物処理施設に係る届出の受理に関すること。

又 第十八条の規定による事業者及び産業廃棄物処理施設の設置者からの報告の徴収に関すること。

ル 第十九条第一項の規定による事業者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に対する立入検査に関すること。

ヲ 第十九条の三の規定による事業者に対する改善命令に関すること。

四十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の施行に関すること。

イ 第八条の二十七の規定による報告書の受理に関すること。

ロ 第十四条第一項の規定による産業廃棄物処理施設（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）に係る報告書の受理に関すること。

ハ 第十四条第二項の規定による産業廃棄物処理施設の技術管理者に係る報告書の受理に関すること。

ニ 第十四条第三項の規定による産業廃棄物処理責任者（最終処分場に置かれるものを除く。）に係る報告書の受理に関すること。

ホ 第十四条第四項の規定による報告書の受理に関すること。

ヘ 第十四条第五項の規定による産業廃棄物処理施設に係る報告書の受理に関すること。

第五条第一項第四十五号イ中「第十四条において準用する第六条の二」を「第十八条」に、「（最終処分場を除く。）」を「（事業者に係る産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に限る。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「第十四条」を「第十九条」に改め、「（最終処分場を除く。）」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 第二十五条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の再交付に関すること。

第五条第一項第四十五号に次のように加える。

ニ 第二十六条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の書換えに関すること。

ホ 第二十七条の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可証の返納に関すること。

第五条第二項各号列記以外の部分ただし書中「及びト」を、「、へ、ト及びチ」に改め、同項第一号イ中「法第八条第一項」を「第九条の三第一項」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ロ中「法第八条第二項」を「第九条の三第二項」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ハ中「法第八条第三項」を「第九条の三第三項ただし書」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ト中「法」を削り、「運搬若しくは」を「運搬又は」に、「事業所若しくは」を「事業所又は」に改め、「又は産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物」を削り、同号トを同号チとし、同号ヘ中「法」を削り、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「法」を削り、「の設置者若しくは管理者」を「（処理業者に係るものに限る。）の設置者」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「法」を削り、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第九条の三第六項において準用する第九条第三項の規定による一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る届出の受理に関すること。

第五条第二項第二号イ中「一般廃棄物処理施設」の下に「（最終処分場を除く。）」を加え、同項第三号イ中「第二条」を「第三条」に改め、同号ロ中「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ハ中「第六条の二」を「第六条」に改め、「よる」の下に「一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）に係る」を加え、同号ホを削る。

附 則（平成六年九月二十九日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第一項第二号及び第五号の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十二号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十九日規則第百五十三号）

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第三十四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月九日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年四月一日規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日規則第三十九号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日規則第二十五号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月五日規則第七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二十八日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月五日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式（第二条）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
千葉県知事	様	
		申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 埋立容量 $m^2$ $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		



(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株	出資の額	
		保有する株式の数又は出 資の金額	本 所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	割	合

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 所
	役職名・呼称	住

備考  
1 ※欄は記入しないこと。  
2 一般廃棄物処理施設の種類の欄については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。  
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。  
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図  
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・23年25号・26年7号・令和3年1号〕

第一号様式の二(第三条)

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であること、  
第9条第1項 変更

けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事

印

許可の年月日		許可番号	
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	<p>1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があつた場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>		

追加〔平成12年規則153号〕

第一号様式の三（第三条の二）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
しゅん功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和3年1号〕  
第一号様式の三の二(第三条の二の二)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	
備考 ※欄は記入しないこと。	
※手数料欄	

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の三の三（第三条の二の三）

定期検査結果通知書

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

千葉県知事

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の四（第三条の三）

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名）

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び  
清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に 係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年 度の3月31日までに埋立処分 された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持 管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用 の額及びその算定の基礎の概 要	
※事 務 処 理 欄	

備考

放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分  
場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条  
第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場  
の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）第1条第3  
号ロの規定により測定したものを記載すること。

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号〕

第一号様式の五（第三条の四）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
	面積	$m^2$	$m^2$
埋立容量	$m^3$	$m^3$	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日			
※許可番号			
※事務処理欄			

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍 所
		割 合	住 所

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	種 所
	役職名・呼称		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第917号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・16年9号・23年25号・26年7号・令和3年1号〕

第一号様式の六（第三条の五）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日

許可(届出)  
年 月 日 第 号

変更の内容

△軽微な変更

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

△省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)

省令第5条の4第6号に掲げる事項

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 住 所

名 称

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 生 年 月 日 本 籍

氏 名 役職名・呼称 住 所

廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止・休止・再開の別)

廃止若しくは休止又は再開の年月日 年 月 日

※事務処理欄

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

全部改正〔平成26年規則7号〕

第一号様式の七(第三条の六)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	
年 月 日	
千葉県知事	様
届出者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名  電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始 年 月 日	年 月 日		
埋立処分終了 年 月 日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日		
千葉県知事 様		
申請者 住所 氏名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>※の欄は記入しないこと。</li><li>地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li><li>保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</li><li>覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</li></ol>	

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・23年25号〕  
第一号様式の八の二（第三条の七の二）

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書	
年 月 日	
千葉県知事	様
申請者	
住所	
氏名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

(裏面)

備考
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。</p> <p>3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。</p> <p>4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。</p> <p>(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。</p> <p>5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。</p> <p>6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>
※手数料欄

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の八の三(第三条の七の三)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

千葉県知事

印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休止し、又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。</p>

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の八の四（第三条の七の四）

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
千葉県知事	様	
		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理 由	
	年月日	年 月 日
※事 務 処 理 欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の八の五（第三条の七の五）

熱 回 収 報 告 書		年 月 日
千葉県知事	様	
		報告者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。		
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号	
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率	%	
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。		

追加〔平成23年規則25号〕

第一号様式の九（第三条の八）

一般廃棄物処理施設設置届出書 年 月 日 千葉県知事 様 届出者 名称 代表者の氏名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。								
一般廃棄物処理施設の設置の場所								
一般廃棄物処理施設の種類								
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類								
着工予定年月日	年 月 日							
使用開始予定年月日	年 月 日							
※届出年月日	年 月 日							
一般廃棄物処理施設の処理能力	$\frac{m^3}{日}$ ( ) 時間 $\frac{t}{日}$ ( ) 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 面積 積立容量 $m^2$ $m^3$							
△一般廃棄物処理施設設置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置							
	一般廃棄物処理施設の処理方式							
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備							
	<table border="1"> <tr> <td>処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td> <td>量</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td> <td></td> </tr> </table>	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）			
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量						
処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）								
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値								
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項								
※事務処理欄								

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

追加〔平成12年規則153号〕

第一号様式の十（第四条）

一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県知事 印

年 月 日付で受理した下記施設は、届出の内容が相当であると認め

られるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書  
第9条の3第9項において準用する

同条第4項ただし書の規定により通知します。

記

1 届出の内容	一般廃棄物処理施設（設置・変更）
2 施設の所在地	
3 処理能力	
4 処理施設の種別	
5 届出受理通知番号 （整理番号）	
備考 1 工事完了後速やかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年千葉県規則第43号。以下「細則」という。）第5条に規定する一般廃棄物処理施設設置（変更）工事完了報告書（別記第2号様式）を知事に提出すること。 2 一般廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の使用の開始の日から30日以内に技術管理者を選任すること。 3 維持管理状況報告は、細則第7条の規定により報告すること。 4 この確認通知書を受けても、他の法令等により届出、許可等が義務付けられている場合には、その届出、許可等を得た後、工事に着手すること。	

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成11年規則29号・12年153号・23年25号〕

第一号様式の十一（第四条の二）

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書			
年 月 日			
千葉県知事 様			
届出者 名 称 代表者の氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$\frac{m^3}{日}$ ( ) 時間 $\frac{t}{日}$ ( ) 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 面 積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$\frac{m^3}{日}$ ( ) 時間 $\frac{t}{日}$ ( ) 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 面 積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

(裏面)

備考
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※欄は記入しないこと。</li> <li>2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</li> <li>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</li> <li>(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</li> <li>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</li> <li>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</li> </ol> </li> <li>4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li> <li>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</li> </ol>

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成13年規則3号・23年25号〕

第二号様式（第五条）

一般廃棄物処理施設設置（変更）  
工事完了報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
設置者 電話番号  
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理施設の設置（変更）工事が完了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第五条の規定により次のとおり報告します。

1 処理施設の名称及び設置場所	名称	設置場所		
2 届出受理番号				
3 一般廃棄物処理施設の種別	し尿処理施設 ごみ処理施設 一般廃棄物最終処分場			
4 処理する廃棄物名				
5 処理方式				
6 処理能力				
7 工事期間	着工年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
※ しゅん功検査日	年 月 日			
※ 受付印	備考 1 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、該当施設を○で囲むこと。 2 ※印欄は記入しないこと。			

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・11年29号・12年153号・令和3年1号〕  
第三号様式（第八条）

一般廃棄物処理施設<sup>譲受け</sup>許可申請書  
借受け

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の<sup>譲受け</sup>の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
借受け

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総 数	株		出資の額	本 籍 所
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 住 割 合	本 籍 所

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考  
1 ※印欄は記入しないこと。  
2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

全部改正〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・23年25号・26年7号・令和3年1号〕

合 併 認 可 申 請 書	
年 月 日	
千葉県知事	様
	申請者 住所 名称 代表者の氏名 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、 <small>合併</small> について <small>分割</small> して認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併によ って設立される法人又は分割により当 該一般廃棄物処理施設を承継する法人 の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認 可 の 年 月 日	年 月 日
※認 可 番 号	
※事 務 処 理 欄	







(表面)

<p style="margin: 0;">相 続 届 出 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">千葉県知事 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">届出者 住所 氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話番号</p> <p style="margin: 0;">一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添 えて届け出ます。</p>	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住		所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

追加〔平成12年規則153号〕、一部改正〔平成16年規則9号・26年7号・令和3年1号〕

第五号様式（第十一条第一項）

再生利用業指定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
申請者 電話番号  
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号  
第10条の3第2号の規定による指定を受

けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の 方 法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は 名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名 又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名 又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる 有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日
※ 受付印	担当者名	連絡先 電話
備考 1 1部提出すること。 2 ※印欄は記入しないこと。		

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第六号様式（第十二条第二項）

## 再生利用業変更認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
申請者 電話番号  
氏 名(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第2項の規定により、再生利用業の事業の範囲の変更の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
変 更 の 理 由	
再生輸送及び 再生活用の別	変 更 前
	変 更 後
取り扱う産業 廃棄物の種類	変 更 前
	変 更 後
再生利用の方法	変 更 前
	変 更 後
取引関係	変 更 前
	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
※ 受付印	備考
	1 1部提出すること。 2 ※印欄は、記入しないこと。

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第七号様式（第十四条）

指 定 第 号

再 生 利 用 業 指 定 証

住 所  
氏名又  
は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条の規定により、下記のとおり再生利用業の指定を受けた者であることを証する。

年 月 日

千葉県知事 印

記

## 1 事業の範囲

(1) 再生輸送及び再生活用の別

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

## 2 再生利用の方法

## 3 取引関係

## 4 指定の期限

## 5 指定の条件

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第八号様式（第十五条）

再生利用業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
届出者 電話番号  
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名）

再生利用業に係る事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏名又は名称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取引関係		
※ 受 付 印	備考  1 1部提出すること。  2 ※印欄は記入しないこと。	

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕

第九号様式（第十六条）

再生利用業廃止届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
届出者 電話番号  
氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条の規定により、再生利用業の全部  
(一部)を廃止したので、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
全 部 一 部 の 廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止し た事業 の範囲	再生輸送及び再生活用の別
	取り扱う産業廃棄物の種類
廃 止 の 理 由	
※ 受 付 印	備考
	1 1部提出すること。 2 ※印欄は記入しないこと。

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕  
第十号様式(第十八条)

特例一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類及び  
図面を添えて、一般廃棄物を処理する施設の設置について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (最終処分場である場合にあつては、 廃棄物の埋立処分の用に供される場所 (既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。) の面積及び残余の埋立容量)	面積 残余埋立容量	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	種 類	処 理 量
		$m^3/年$ $t/年$ $m^3/年$ 埋立量
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域(非常災害のために必要な応急措置として当該一般廃棄物を処理する場合)		
処理開始予定年月日	年 月 日	
※事務処理欄		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。 2 添付書類及び図面 (1) 産業廃棄物処理施設の許可証の写し (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、他人の一般廃棄物の処分を業として行うことができる者であることを証する書類 (3) 一般廃棄物の処理工程図(最終処分場に係るものを除く。)及び施設配置図 3 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する30日前までに提出すること。		

全部改正〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和3年1号〕

第十一号様式(第十八条の二)

特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

千葉県知事

印

年 月 日廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による一般廃棄物処理施設の設置届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域(非常災害のために必要な応急措置として当該一般廃棄物を処理する場合)	
届出受理番号(整理番号)	

全部改正〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和3年1号〕

第十一号様式之二(第十八条の三)

特例一般廃棄物処理施設変更届出書  
廃止

年 月 日

千葉県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により届け出した一般  
廃棄物を処理する施設の変更について、関係書類を添えて届け出ます。  
廃止

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設に係る許可の 年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
産業廃棄物処理施設の種類	変 更 後	変 更 前	
産業廃棄物処理施設において処理 する産業廃棄物の種類	変 更 後	変 更 前	
変 更 の 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
廃 止 の 年 月 日	年 月 日		
※事務処理欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 特例一般廃棄物処理施設設置届出書による届出に対して交付された受理書を添付すること。 3 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。			

追加〔平成16年規則9号〕、一部改正〔平成23年規則25号〕

第十二号様式（第二十条第一項）

廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳

					整理番号			
設 置 者	住所 電話番号 氏名  (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)		管 理 予 定 者	住所 電話番号 氏名		許可(届出) 年月日番号	年 月 日 第 号	
						処分場の種類		
						設置場所		
埋立地面積 埋立の深さ 覆土の厚さ	面積	埋立の深さ	覆土の厚さ		埋 め 立 て た 廃 棄 物 の 種 類 及 び 量	種 類	量 (m <sup>3</sup> )	
	m <sup>2</sup>	m	m					
埋立処分 の方法								
埋立処分開始年月日	年 月 日							
埋立処分終了年月日	年 月 日							
添付 図面	1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図							
備 考								

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第十三号様式（第二十条第二項）

廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
請求者 電話番号  
氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第2項の規定により、次のとおり  
廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧を請求します。

閲覧する台帳	最終処分場の設置者 最終処分場の設置場所
閲覧の理由 及び目的	

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号〕  
第十四号様式（第二十一条第一項）

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
申請者 電話番号  
氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の内容	イ 古紙の再生                      ロ 金属くずの再生 ハ 空き瓶の再生                  ニ 古繊維の再生 ホ イ～ニ以外の廃棄物の再生 (                      )
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	施設の種類及び数量
運 搬 施 設	
経理的基礎に関する資料	
※ 受 付 印	手 数 料 欄
備考 1 添付書類及び図面 (1) 事業場の図面 (2) 事業計画の概要を記載した書類 (3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図 (4) 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (5) 個人である場合には、その住民票の写し (6) 業務経歴を記載した書類 (7) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類 2 事業の内容の欄は、該当するものを○で囲むこと。 3 ※欄は、記入しないこと。	

全部改正〔平成6年規則59号〕、一部改正〔平成12年規則153号・17年25号〕

第十五号様式（第二十一条第二項）

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所  
氏名又は  
名 称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明する。

年 月 日

千葉県知事 印

登録年月日	年 月 日
登録番号	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号〕

第十六号様式（第二十二条）

廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
届 出 者 電話番号  
氏 名

（法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名）

登録廃棄物再生事業に係る登録事項に関し、変更があつたので廃棄物の処理及び清掃  
に関する法律施行令第20条の規定により次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号			
変 更 内 容	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
	住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)		
	氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)		
	事 務 所 の 所 在 地		
	事 業 場 の 所 在 地		
	廃棄物の再生に係る事業の内容		
	事業の用に供する施設の種別、 数量並びに構造及び設備の概要		
変 更 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		
※ 受 付 印	備考		
	1 1部提出すること。 2 変更内容の欄は、変更した項目のみ記入すること。 3 ※印欄は、記入しないこと。		

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号・20年39号〕

第十七号様式（第二十三条）

廃止  
廃棄物再生事業者 廃止届出書  
再開

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
届 出 者 電話番号  
氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

登録再生事業者に係る事業場を廃止（休止、再開）したので、廃棄物の処理及び清掃  
に関する法律施行令第21条の規定により次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日
登録番号	
事業所の所在地	
廃止、休止 及び再開の 年月日	年 月 日
休止の期間	年 月 日～ 年 月 日
廃止若しくは 休止又は 再開の理由	
※ 受付印	備考 1 1部提出すること。 2 休止の期間の欄は、休止の場合のみ記入のこと。 3 ※印欄は、記入しないこと。

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号・20年39号〕  
第十八号様式（第二十五条第一項）  
許可証等再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
申請者 電話番号  
氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事  
務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第25条第1項の規定により、許可証等の  
再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付申請する許可証等の種類	
許指登 可定録 年 月 日	年 月 日
許指登 可定録 番 号	
再 交 付 申 請 の 理 由	
※ 受付印	備考 1 1部提出すること。 2 ※印欄は、記入しないこと。

全部改正〔平成5年規則13号〕、一部改正〔平成6年規則59号・12年153号・13年34号〕